

○自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱

令和4年1月7日 国自技環第131号

国自旅第380号

国自貨第89号

（総則）

第1条 自動車環境総合改善対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日成長戦略会議決定）において、「商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。」とされたところ、電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック及び優良ハイブリッド自動車（優良ハイブリッドバス及び優良ハイブリッドトラックを総称したもの、以下同じ。）の導入に要する経費の一部を支援する事業を実施することにより、普及目標を達成することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を含む。）をいう。
- 二 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- 三 「電気バス」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 四 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3

- 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号)」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成 28 年排出ガス基準」という。）に適合する自動車）をいう。
- 五 「電気タクシー」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 10 人以下のものをいう。
- 六 「電気トラック」とは、電気自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- 七 「燃料電池トラック」とは、燃料電池自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- 八 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年 7 月 10 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成 28 年排出ガス基準に適合する自動車）をいう。
- 九 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 1 項に規定する電気工作物をいう。）であつて専ら電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー及び電気トラックに充電するための設備のうち、大臣が指定するものをいう。
- 十 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）をいう。
- 十一 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業（以下「第二種貨物利用運送事業」という。）その他事業をいう。
- 十二 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 十三 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 十四 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 十五 「一般貨物自動車運送事業者」とは、一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- 十六 「第二種貨物利用運送事業者」とは、第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。
- 十七 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し（電気バスの導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。
- 十八 「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に定めるもののうち、都道府県、市町村及び特別区をいう。

（補助対象事業等）

第 4 条 本事業の内容、本事業の実施者（以下「補助対象事業者」という。）の要件並びに本事業

を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び交付申請の資格要件は別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長（神戸運輸監理部長を含まず沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 本事業において、補助対象事業者が大臣が別に定める日までの間に、導入される自動車の新車新規登録をし、又は導入される自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受ける場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出することができる。

3 地方運輸局長は、第1項から前項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

（電子情報処理組織による交付申請等）

第6条 補助対象事業者は、前条第1項及び第2項の規定に基づく交付申請、第9条第1項の規定に基づく交付申請の取下げ、第10条第2項の規定に基づく交付決定事業の計画変更の申請、第11条第2項の規定に基づく事業の中止又は廃止の承認申請、第12条第1項の規定に基づく事故報告、第13条第1項の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助金の請求、第16条第3項の規定に基づく財産処分承認申請又は別表備考※2に基づく消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）について、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第2項に基づく交付の決定及び通知、同条第4項の規定に基づく交付決定及び額の確定通知、第10条第1項の規定に基づく交付決定事業の計画変更の承認、第11条第1項の規定に基づく交付決定事業の中止又は廃止の承認、第14条第2項の規定に基づく補助金の額の確定通知、第16条第3項の規定に基づく財産処分の承認、第17条第3項の規定に基づく交付決定の取消し又は第18条の規定に基づく返還・納付命令について、当該交付申請等を行った補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（交付の決定及び通知等）

第8条 大臣は、第5条第3項の規定により地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表に定める要件を満たしており、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象経費に補助率を乗じた額を上限として、予算の範囲内で交付決定を行い、第3号様式による補助金交付決定書にて交付決定の内容及び留意事項を地方運輸局長に通知するものとする。

2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第4号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び留意事項を通知するものとする。

3 大臣は、第5条第3項の規定により地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交

付申請書を審査した結果、その内容が別表に定める要件を満たしており、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助対象経費に補助率を乗じた額を上限として、予算の範囲内で交付決定及び額の確定を併せて行い、第5号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定及び額の確定の内容並びに留意事項について地方運輸局長に通知するものとする。

- 4 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び額の確定並びに留意事項について通知するものとする。
- 5 前項の規定により交付決定及び額の確定の内容並びに留意事項について通知を受けた補助対象事業者に関しては、第10条から第14条までの規定は適用しないものとする。
- 6 大臣は、第1項及び第3項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。さらに大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第9条 前条第2項又は第4項による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第7号様式による補助金交付申請取下届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 地方運輸局長は、前項の規定による届出書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付決定事業の計画変更の申請)

- 第10条 補助事業者は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第8号様式による事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。
 - 3 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

- 第11条 補助事業者は、事情の変更により交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第9号様式による事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。
 - 3 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(事故報告)

- 第12条 補助事業者は、交付決定事業が予定の期間内に完了しないとき又は交付決定事業の遂行が困難となったときは、速やかに第10号様式による事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(実績報告)

- 第 13 条 補助事業者は、交付決定事業が完了した日若しくは交付決定事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 日のいずれか早い日（大臣が別に定める場合はその定める日）までに第 11 号様式による実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 前項において、同一の補助事業者が複数の自動車を導入する等、複数の交付決定事業が同一の交付決定事業と認められる場合における同項の適用については、同項中「交付決定事業が完了した日」とあるのは、「同一の交付決定事業に属する最後の事業完了日」とする。
- 3 地方運輸局長は、第 1 項の規定（前項の規定を適用する場合を含む。）による実績報告書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(補助金の額の確定通知)

- 第 14 条 大臣は、前条第 3 項の規定により地方運輸局長から進達された実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、第 12 号様式による補助金の額の確定書により地方運輸局長に通知するものとする。
- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第 13 号様式による補助金の額の確定通知書により補助事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第 15 条 補助事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第 14 号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 16 条 補助事業者は、交付決定事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 15 号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(交付決定の取消し)

- 第 17 条 大臣は、次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 法令又は本要綱の規定又はこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 交付申請（第 10 条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用

等をした場合。

三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第 10 条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第 14 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 大臣は、第 1 項に基づき交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

（返還・納付命令）

第 18 条 大臣は、第 16 条第 4 項の規定により補助金返還額、国庫納付額が確認された場合、前条第 3 項の規定により申請者に通知した場合又は別表備考※ 3 による報告において補助金返還相当額が確認された場合は、その額について補助金の返還・納付を命ずるものとする。

（帳簿の保存義務）

第 19 条 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 2 0 日から適用する。

別表

| 事業 | | | | | |
|-------------|---|--|---|--|--|
| 事業の内容 ※1 | 電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック、優良ハイブリッド自動車の導入 | | | | |
| | 電気バスの導入 | 電気タクシー、電気トラックの導入 | 燃料電池トラックの導入 | 優良ハイブリッド自動車の導入 | 電気自動車用充電設備等の導入 |
| 補助対象事業者要件 | 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの | | | | |
| 補助対象経費 | 車両本体価格（電気バスへの改造に要する経費を含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を電気バスに改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。 | 車両本体価格（太陽光発電等駆動用蓄電池に動力源となる電気を供給する設備が組み込まれている場合は、その費用も含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。 | 導入自動車の車両本体価格 | | 1. 電気自動車用充電設備の導入費用 (1) 急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。） (2) 非接触式充電設備の導入費用 2. 電気自動車用外部給電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。） |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。※2 | | 別に定める補助対象経費と通常車両価格の差額に補助率を乗じて得た額を上限とする。※2 | 電気自動車用充電設備の導入費用のうち、工事費については実額（ただし別途定める上限額を超えるものは上限額）とする。 | |
| 補助率 | 1 / 3 | 1 / 4 | 2 / 3 | 1 / 3 | 1 / 2（ただし、充電装置のみの申請の場合、1 / 4） |
| 補助金の額の確定 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額） | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|--|--|---|--|
| 補助金 交付申 請要件 | 第5条第1項 に定める交付 申請書の提出 は、下記の補 助金交付申請 要件詳細第1 号の要件を満 たしたものと する。 | 第5条第1項又は第3項に定 める交付申請書の提出は、下記 の補助金交付申請要件詳細第 1号の要件を満たしたものと する。 | 第5条第1 項又は第3 項に定める 交付申請書 の提出は、下 記の補助金 交付申請要 件詳細第1 号及び第2 号又は第1 号及び第3 号の要件を 満たしたも のとする。 | 第5条第1項又は 第3項に定める交 付申請書の提出 は、下記の補助金 交付申請要件詳細 第1号の要件を満 たしたものとす る。 |
| 補助金 交付申 請要件 詳細 | <p>一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた者</p> <p>二 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が優良ハイブリッドトラックを単年度3台(自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。)以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合又はグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している場合はこの限りではない。</p> <p>三 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す場合に、優良ハイブリッドトラックを単年度3台以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合はこの限りではない。</p> | | | |

備考

※1 補助対象事業は次の各号の基準を満たすものでなければならない。

- 1 令和3年12月20日から原則令和4年2月28日（大臣が別に定める場合はその定める日までの間）に、電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの新車新規登録をしたもの及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの及び電気自動車用充電設備等が導入されたものを補助の対象とする。
- 2 経年車の廃車を伴う新車導入の「経年車」とは、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び貨物自動車運送事業の用に供した自動車とし、新規登録年月日を起算日として計算した年数（以下「車齢」という。）が補助を行った年度に11年以上経過している自動車をいう。なお、輸入車を廃車する場合の車齢の起算日は、我が国における初度登録日とする。
- 3 経年車の廃車を伴う新車導入の「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。
- 4 経年車の廃車を伴う新車導入の廃車する自動車は、前項の引取業者に引き渡した日（引取日）以前過去1年間以上所有していること。
- 5 経年車の廃車を伴う新車導入について、廃車する自動車と新車導入する自動車との所有者名が自動車検査証上で一致していること。

※2 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を補助金交付申請書に添付することにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除の対象とならない消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とすることができる。この場合は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額の有無が確定した時点で、速やかに第16号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して報告するものとする。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。